

2020年度海外留学支援制度(協定受入)募集要項

※この募集は、2020年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(協定受入)(以下「本制度」という。)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)(以下「高等教育機関」という。)が、諸外国の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に相当する諸外国の機関をいう。)と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関から短期間外国人留学生を受け入れる場合に、当該学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 定義

この要項において「受入学生」とは、我が国の高等教育機関(以下「受入大学等」という。)が、諸外国の高等教育機関(以下「在籍大学等」という。)との学生交流に関する協定等に基づいて、在籍大学等に在籍したまま、8日以上1年以内の期間、受入大学等が実施する受入プログラムに参加する外国人留学生で、本制度により奨学金の支援を受ける者とします。

3. 支援予定人数

未定 (参考:2019年度予算 5,000名)

4. 支援対象となる受入プログラム

「1. 趣旨・目的」により、奨学金を支援するのにふさわしい学生受入プログラムを募集することとし、支援する受入プログラムは以下の要件を全て満たすものとします。

(1) 受入プログラムの実施期間

2020年4月1日から2021年3月31日までの間に開始され、かつ我が国において連続して8日以上実施するもの

※渡航にかかる期間は含みません。

(2) 受入プログラムの形態区分

① 双方向協定型

- ・授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定に基づいて実施するもの
- ・1学期(セメスター、クォーター等)以上1年以内の間、協定相手の在籍大学等から学生を受け入れ、かつ協定相手の高等教育機関へ学生を派遣するもの

※2020年度内に、学生の受入とともに学生の派遣が開始される必要があります。

※1学期とは、受入大学等又は在籍大学等の学事暦の1学期分をさします。一部のサマーセッション等のように短期間で集中的に行う授業は対象になりません。ただし、サマーセッション等の授業履修期間が、その他の学期と同等の日数であれば対象になります。

※プログラムの派遣に関する部分については「2020年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項」のとおりとし、要項に記載する要件を全て満たす必要があります。

※双方向協定型の募集は2020年度をもって終了する予定です。

② 短期研修・研究型

- ・在籍大学等との学生交流協定や合意文書等に基づいて実施するもの
- ・8日以上1年以内の間、協定相手の在籍大学等から学生を受け入れるもの

※2020年度内に、学生の受入が開始される必要があります。

※31日以内のプログラムの場合は、履修科目の一部となっているものや、受入前後の準備講

習・フォローアップを目的とした語学や専門科目の講義等との一体化など、明確な効果(単位取得等)が見込めるものに限り(在籍大学等での単位付与等を含む)。

(3)管理体制

- ・プログラム実施に係る諸手続き及びプログラム実施後の報告書提出等に至るまで、プログラム及び受入学生について、適正な事務手続きの実施、管理体制等を有するもの
- ・受入学生について、在籍大学等に在学中はフォローアップのための追跡調査に協力できる管理体制を有するもの

(4)その他

受入大学等(高等専門学校については、専攻科を含み、第2年次以下を対象とするものを除く。)を受入先として実施するもの

5. 支援内容及び支給基準・方法について

(1)支援内容 (2020年度予算の成立状況により変更となる場合があります。)

奨学金月額 8万円

※双方向協定型の派遣の部分については、「2020年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項」のとおりです。

(2)支給基準

受入学生に対し、以下のとおり、奨学金を12月以内に支給します。

- ・受入期間を31日ごとに区切り、奨学金月額の支給月数(回数)を決定する。
- ・同一プログラムで複数回受け入れる場合においても、全受入期間を合算し、同様の取扱いとする。なお、各回の受入期間は、2020年度に開始し、連続して8日以上なくてはならない。

※別紙1「奨学金支給月数(回数)確認表」を参照してください。

(3)支給方法

奨学金の支給は、受入大学等を通じて行うこととし、留学開始月から1月分ごとに割り当てた支給対象となる月に、受入学生の在籍大学等での在籍及び受入プログラムへの参加を確認した上で、奨学金を支給します。

6. 受入学生の資格及び要件

次の(1)～(7)に掲げる資格及び要件を全て満たす者とします。

(1)我が国と国交のある国の国籍を有する者

※台湾、パレスチナの学生も対象とします。

※登録時点で日本国籍を有する者は対象としません。

(2)学生交流に関する協定等に基づき、受入大学等が受入を許可する者

(3)経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者

(4)受入プログラム参加にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得る者

※90日以内の受入プログラムに参加する者については、在留資格の種類は問いません。

(5)受入プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者

※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

※プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。

- (6) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)である者。

※前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。

※成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記します。

[成績評価係数の算出方法]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出すること。

- (7) 本制度以外の、受入プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金等の支給月額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が8万円を超えない者

※本制度以外の奨学金等を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。

※日本学生支援機構が実施する「留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費」との併給は認められません。

※「国費外国人留学生制度」との併給は認められません。

7. 申請方法及び申請書類

(1) 申請タイプの種類

学生交流創成タイプ(タイプA)と学生交流推進タイプ(タイプB)の2種類があります。

1つのプログラムについて、両タイプに重複して申請することはできません。

① 学生交流創成タイプ(タイプA) (以下「タイプA」という。)

2020年度に支援を希望する全てのプログラムが対象となります。

② 学生交流推進タイプ(タイプB) (以下「タイプB」という。)

2019年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)の採択プログラム(以下「2019年度採択プログラム」という。)のうち、2020年度においても継続して支援を希望するプログラムが対象となります。

※タイプBの申請対象プログラムでも、タイプAに申請することは可能です。

※タイプBに申請できるのは、1プログラムにつき連続3年度(タイプAとして採択され、プログラムを実施した年度を除く。)を上限とします。2020年度募集において、タイプBの3年度目として申請するプログラムで、2021年度に引き続き支援を希望する

場合は、新たにタイプAとして申請することになります。

【タイプBに申請できない場合】

- ア. 2019年度に追加採択されたプログラム
- イ. 2019年度採択プログラムであっても、本募集申請時まで採択を辞退したプログラム
- ウ. 2019年度採択プログラムを分割あるいは統合したプログラム
- エ. 2019年度採択プログラムの計画書から「1. (5)プログラムの目的・達成目標」を変更したプログラム(その他の項目の軽微な変更は認める。)
- オ. コンソーシアム形式で実施するプログラムの代表校が替わるプログラム
- カ. 2016(平成28)年度採択プログラムで2017、2018及び2019年度にタイプBとして採択されたプログラム(2019年度採択プログラムがタイプBとして3年度目)

(2) 申請プログラム件数

1校につき35件(35プログラム)を上限とし、35件のうち、タイプAとして申請できるのは10件を上限とします。コンソーシアム形式で実施するプログラムの申請は、申請を取りまとめる代表校の申請プログラム件数にカウントされますのでご注意ください。

上限は、双方向協定型、短期研修・研究型(協定派遣)及び短期研修・研究型(協定受入)を全て合わせたプログラム件数です。

なお、双方向協定型、短期研修・研究型(協定派遣)、短期研修・研究型(協定受入)ごとの申請プログラム件数に上限はありません。

(3) 支援希望人数

① 双方向協定型

1プログラムあたりの支援希望人数は、当該プログラムにおける総受入計画人数又は100名のいずれか少ない数を上限とします。

ただし、タイプAについては、協定受入と協定派遣の支援希望人数は、同数であるものとします。

② 短期研修・研究型(協定受入)

1プログラムあたりの支援希望人数は、当該プログラムにおける総受入計画人数又は50名のいずれか少ない数を上限とします。

(4) 申請書類

本制度による支援を希望する学校の長は、次に掲げる申請書類等を取りまとめ、機構理事長に申請するものとします。

なお、申請は日本語による表記とします。

【タイプA】

[双方向協定型]

2020年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式1)

[短期研修・研究型]

2020年度海外留学支援制度(協定受入)計画書(様式1)

【タイプB】

[双方向協定型]

・2020年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式1)

・海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)プログラム実施・進捗状況(様式2)

[短期研修・研究型]

- ・2020年度海外留学支援制度(協定受入)計画書(様式1)
- ・海外留学支援制度(協定受入)プログラム実施・進捗状況(様式2)

(5) 申請方法

「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)管理システム」(以下、「管理システム」という。)から申請してください。管理システムの利用に必要な「ユーザID」及び「パスワード」は、2019年9月2日付学支海留第578号「2020年度海外留学支援制度(協定派遣)及び2020年度海外留学支援制度(協定受入)の募集について(通知)」をご確認ください。

なお、管理システムは2019年10月1日(火)午前9時より利用可能になります。

管理システムURL: <https://kyoteiryugaku.jasso.go.jp/>

8. 申請期間

2019年10月1日(火)午前9時～2019年10月17日(木)午後11時59分

※申請期間を過ぎた場合、いかなる理由であっても申請は受け付けません。

9. プログラムの審査・採否

申請タイプ別に、申請書類により書面審査を行い、採否を決定します。申請要件を満たさないプログラム、申請書類等に不備があるプログラムについては審査を行いません。

なお、双方向協定型のプログラムについては、予算状況を勘案し、プログラムの協定受入又は協定派遣のいずれかのみを採択する可能性があります。

【タイプA】

下記「10. プログラムの選考における審査の観点」に基づき、プログラムごとに審査を行い、その内容が満たされているものを高評価し優先的に採択します。評価が得られなかったプログラムについては不採択となります。

※プログラムは、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」における重点地域(東南アジア(ASEAN)、ロシア及びCIS諸国、アフリカ、中東、南西アジア(インド)、東アジア(モンゴル)、南米、米国、中東欧)を勘案して決定します。

(参考)URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1342726.htm

【タイプB】

原則として、申請されたプログラムは支援対象として採択されますが、プログラムごとに審査を行い、プログラムの目的・目標の達成が著しく困難又は不可能と判断されたプログラムは不採択となる場合があります。

※2020年度のタイプBとして採択されたプログラムについて、2019年度に支援実績のないプログラムは採択を取り消します。

10. プログラムの選考における審査の観点

以下の内容が満たされているものを高評価し優先的に採択します。特に(1)と(2)は重点項目です。

(1) プログラムの内容

- ・プログラムの目的・達成目標は、国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されている

か。

- ・受入プログラムの形態に応じ、本制度の趣旨・目的を踏まえた達成目標が設定されているか。
- ・達成目標は適切な水準に設定されているか。
- ・養成しようとするグローバル人材像や質の高い留学生像が明確に設定されているか。
- ・受入学生の進路の選択や検討に対して触発・動機付けする内容が含まれているか。
- ・受入学生の専攻に応じ、その特性を踏まえたプログラム内容となっているか。
- ・インターンシップやフィールドワークが組み込まれている場合、受入学生の専攻に応じ、効果的な内容となっているか。
- ・より長期間の日本留学に向けた動機付けを高める効果を見込めるプログラムであるか。
- ・受入大学等における日本人学生との交流が適切に組み込まれているか。
- ・受入大学等の国際化推進に資するものとなっているか。
- ・プログラムとして成立する参加人数が適切に確保されているか。
- ・プログラムによる総受入計画人数に対し、本制度による支援希望人数の割合は適切か。
- ・単位取得、単位付与、単位認定方法が確立、義務化されているか。(受入大学等での単位取得、在籍大学等の科目としての単位付与、受入大学等で得た単位の単位認定。)
- ・単位による修学成果測定が行われない場合、それに替わる測定方法が確立されているか。
- ・【双方向協定型のみ】学生受入及び学生派遣の双方を重視するプログラム内容となっているか。
- ・【短期研修・研究型のみ】31日以内のプログラムにあっては、履修科目との一体化や語学、専門科目の講義等と併せることにより効果(単位付与等)のあるプログラム内容となっているか。

(2) 実施体制

- ・在籍大学等において、参加する学生の募集・選抜が適切に行われているか。
- ・受入学生に対する情報提供が適切に行われているか。
- ・単位認定について受入学生が事前に把握できるものとなっているか。
- ・受入学生に対する日本での生活支援体制が整備されているか。
- ・受入学生に対する危機管理体制が十分に確立されているか。
- ・プログラム実施に携わる教職員がノウハウ(語学力や過去の実施経験等)を適切に有しているか。

(3) フォローアップ・成果検証の実施

- ・受入学生の受入前、受入後の効果測定や意識の変化を適切に把握しているか。
- ・自己点検を実施し、プログラムの成果を測ることが具体的に計画されているか。
- ・実施報告会やシンポジウム等によりプログラム実施成果を波及させる取り組みを行っているか(SNS等を活用した学生同士のコミュニティ形成に関する取り組みを含む)。
- ・機構が実施する各種調査に協力できる体制であるか。

(4) プログラムの自立化・発展性・継続性

- ・プログラムの継続・発展のためにフォローアップ・成果検証結果を活用し、自立的な改善を図ることのできる体制が整備されているか。
- ・過去に学生受入の実績のあるプログラムか。
- ・翌年度以降も実施の計画があるプログラムか。
- ・本制度以外でプログラム実施のための財源確保の取り組みはなされているか。

11. 奨学金支給割当

第9項及び第10項に基づき採択されたプログラムに対し、2020年度予算に応じ、奨学金支給割当人数(以下、「割当人数」という。)を決定します。

【タイプA】

原則として、申請書類に記された支援希望人数を割り当てる予定です。

※支援希望人数及び人月数は、過度な余剰が生じないようよくご検討の上、プログラム実施にあたり真に必要な数としてください。

限られた予算の中で、より多くのプログラムを採択できるようご協力ください。

※支援希望人数及び人月数に関して当初計画から大幅な減少があった場合、翌年度以降の申請プログラム件数を減らす場合があります。

【タイプB】

タイプBとしての申請が何年度目かによって、割当人数を決定します。

①タイプB(1年度目)の場合 ※2019年度はタイプA採択プログラム

原則として、全てのプログラムに対し、2019年度採択時の割当人数から3割程度削減した人数を割り当てる予定です。

②タイプB(2年度目又は3年度目)の場合 ※2019年度はタイプB採択プログラム

原則として、全てのプログラムに対し、予算状況と2018年度に提出された「中間報告書」(様式P)(2回目)に基づく更新割当人数に対する支援人数(実績)を勘案し、2019年度採択時の割当人数より最大5割程度削減した人数を割り当てる予定です。

※少人数で実施するプログラムやプログラム数が少ない学校に対しては一定の配慮を行います。審査結果によりさらに削減する場合があります。

※2020年度タイプB採択プログラムは、採択後、協定派遣、協定受入ごとに学内の他のタイプB採択プログラムとの間で一定の条件の下、人数、配分額を移管することが可能です。

12. 採否通知

2020年1月上旬(予定)を目途に管理システム内にて通知します。

※採択プログラムの名称等については、機構のウェブサイト等で公開する予定です。

13. 奨学金等支給事務の適正な実施について

(1) 立入検査等の実施及び改善措置命令

本制度の適正な実施及び成果等を確認するため、プログラムの実施状況等の報告を求める又は立入検査を実施する場合があります。

プログラムの実施状況が適正でないことが認められるときは、これを是正するための措置をとるべきことを命ずることがあります。

(2) 申請プログラム件数の削減

受入大学等の管理体制又は事務処理が不適切な場合、「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)申請プログラム件数の削減に係る取扱基準」に定めるところにより、申請プログラム件数を削減する措置を行うことがあります。

(3) プログラムの募集停止

受入大学等が、偽りその他不正の行為を行った場合、「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)募集停止期間等の取扱基準」に定めるところにより、当該行為の判明した年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認める期間、受入大学等に対する海外留学支援制度(協定受入)の募集を停止し、受入プログラムの申請を受け付けない措置を行うことがあります。

(4)補助金の厳正な管理

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年8月27日法律第179号)の適用を受けます。従って、不正な手段により補助金の交付を受けた者、又は他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が科されることがあります。募集要項や事務手続きの手引きを遵守し、奨学金の厳正な管理に努めてください。

【管理体制、事務処理、プログラム実施状況が不適切な例】

- ・正当な理由なく当初計画から大幅な支援人数や支給額の減少を行った。
- ・正当な理由なく各種手続きや各種書類の提出期限を遅滞、または未提出である。
- ・在籍確認手続きを適切に行わずに奨学金を支給した。
- ・奨学金を機構に承認された受入学生以外の学生に支給した。
- ・採択プログラムの辞退、実施条件等の変更等により不要となった奨学金の返納が、機構から受領した年度内(遅くとも翌年度4月初旬の機構が指定する日まで)に行われなかった又は著しく遅滞した。

14. 個人情報の取り扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、学校・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

15. 学生選考に対する留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第7条第2項に定める規定のとおり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり、かつ、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう当該障害者の障害の状態等に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をお願いします。

○文部科学省「文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年12月25日文部科学省訓令第31号)」

(参考)URL:http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_mext.pdf

16. 本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部海外留学支援課 協定留学係

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL:03-5520-6014 FAX:03-5520-6015 E-mail:sesp@jasso.go.jp